

令和6年9月1日

## 手数料新設のお知らせ

平素は格別のお引立てを賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、当金庫では、下記のとおり破産管財人等の名義で新規開設する口座について、口座開設手数料を新設いたします。

お客さまにご負担をおかけしますが、今後ともより一層のサービス向上に努めてまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら、当金庫の窓口または下記の連絡先にお問合せください。

### 記

1. 新設日	令和6年11月1日（金）
2. 対象となる口座名義	破産管財人 相続財産管理人 相続財産清算人 不在者財産管理人 ※ 個人・法人を問いません ※ 既存口座を名義変更する場合も含まれます。
3. 手数料金額	1口座あたり 11,000円（税込）

以上

【本件に関するお問い合わせ】

飯能信用金庫 事務管理グループ

☎042-972-5112（平日9:00～17:00）

✉jimkan@hanno-shinkin.jp

